

資料 2

下水道事業の使用料体系のあり方について

美里町上下水道事業審議会答申のまとめ

目次

①現状と課題

P3～P9

下水道事業の現状と課題についてまとめています。

②使用料の統一について

P10～P17

答申で提案された使用料体系をまとめています。
公共下水道を使用している方への影響をまとめています。

③従量制への移行について

P18～P31

使用料の統一に向けた従量制への移行のメリット・デメリットをまとめています。
農業集落排水を使用している方への影響をまとめています。

④負担金・分担金の統一について

P32～P34

答申で提案された受益者負担金・分担金体系をまとめています。

公共下水道事業の使用料体系

水道の使用量に合わせて使用料を算定しています。【従量制】
使用量にかかわらず、固定的に発生する経費を賄うため、1月につき10m³までを基本使用料としています。【基本水量制】

月額(税別)

水量区分		使用料
基本使用料 (10m ³ まで)		800円
従量使用料	11 ~ 30m ³	120円 / m ³
	31 ~ 50m ³	130円 / m ³
	51 ~ 100m ³	160円 / m ³
	101 ~ 200m ³	180円 / m ³
	201 ~ 500m ³	200円 / m ³
	501 ~ 1,000m ³	220円 / m ³
	1,000m ³ ~	230円 / m ³

計算例: 月32m³(5人家族) $800円 + 120円 \times 20m^3 + 130円 \times 2m^3 = 3,460円$

農業集落排水処理事業の使用料体系

井戸水の利用者も多かったこと等の理由により、事業開始当初から**使用人数により使用料を算定**しています。【定額制】

このため、実際の排水量に関わらず定額となっています。

月額(税別)

区分	基本使用料 (1世帯あたりの月額)	人数割額 (1人あたり月額)
一般家庭用	1,943円	486円(家族)
共用	1,943円	486円(入居者)
飲食店・理容業	3,886円	486円(家族)、239円(従業員)
事務所等	1,943円	486円(家族)、239円(従業員)

計算例: 5人家族 $1,943円 + 486円 \times 5人 = 4,373円$

公共下水道・農業集落排水の使用料の差

世帯人員別に平均使用水量を使用した場合、公共下水道の使用料と農業集落排水の使用料では、**汚水処理という同一の機能を果たしている**にも関わらず、大きく差が生じています。

月額(税別)

世帯人員	平均使用水量	公共下水道 使用料	農業集落排水 使用料	差額	対比率
1人	11 m ³	920円	2,429円	1,509円	2.64倍
2人	19 m ³	1,880円	2,915円	1,035円	1.55倍
3人	25 m ³	2,600円	3,401円	801円	1.31倍
4人	29 m ³	3,080円	3,887円	807円	1.26倍
5人	32 m ³	3,460円	4,373円	913円	1.26倍

農業集落排水は、基本使用料部分の比重が大きく、公共下水道より使用料の水準が高く設定されています。

下水道事業の経営状況

農業集落排水処理事業では、維持管理費の全額を使用料で賄えている状況です。

一方、公共下水道事業では、**維持管理費のうち6割程度**しか賄えておらず、足りない額は一般会計からの繰出金を充てています。

年 度	公共下水道事業			農業集落排水処理事業		
	維持管理費 (千円)	使用料 (千円)	維持管理費 回収率 (%)	維持管理費 (千円)	使用料 (千円)	維持管理費 回収率 (%)
H 2 9年度	3,123	1,487	47.6	57,743	57,639	99.8
H 3 0年度	2,147	1,804	84.0	59,706	58,808	98.5
R 1年度	3,381	1,936	57.3	58,889	60,728	103.1
3ヶ年平均	2,884	1,742	60.4	58,779	59,058	100.5

埼玉県に支払う維持管理負担金の推移 (処理水量1m³あたり)
 H25:63円/m³ ⇒ H26~:72円/m³ ⇒ R1~:83円/m³

31.7%増

R1年度は、維持管理負担金単価増により、314,000円もの費用増となっています。
 ※20円(83円-63円)×15,702m³=314,040円

十条・沼上地区の公共下水道接続の影響

十条・沼上地区は、令和5年4月1日に公共下水道への接続を予定していますが、現在の農業集落排水の使用料体系から公共下水道の使用料体系に移行した場合、収入額が約32%（▲4,461,660円）減収するものと見込まれています。

年額(税込)

処理区	農業集落排水 使用料	下水道 使用料	差額	増減率
十 条	8,565,624円	6,338,676円	▲2,226,948円	▲35.1%
沼 上	9,893,628円	7,658,916円	▲2,234,712円	▲29.2%
計	18,459,252円	13,997,592円	▲4,461,660円	▲31.9%

※R元年度使用水量より、使用料の額を試算

下水道事業が抱える問題点

①使用料体系

汚水処理という同一の機能を果たしているにもかかわらず、公共下水道と農業集落排水とで使用料体系が異なっており、**受益者負担の公平性が図られていない状況**と思われます。

②使用料水準

農業集落排水では、施設の維持管理費用を使用料収入で賄っていますが、**公共下水道では、県への維持管理負担金の増加等により、施設の維持管理の6割程度しか賄っていない状況**です。

③十条・沼上の収入の減少

十条・沼上地区の使用料体系を、令和5年4月1日に現在の公共下水道の使用料体系に移行した場合、**使用料収入の大幅な減少**が見込まれています。

④排水量に伴わない費用負担

定額制を採用している農業集落排水では、排水量に関わらず定額のため、排水量に応じた**応益負担が図られていない状況**と思われます。

問題解決のための課題について

①公共下水道使用料水準の見直し

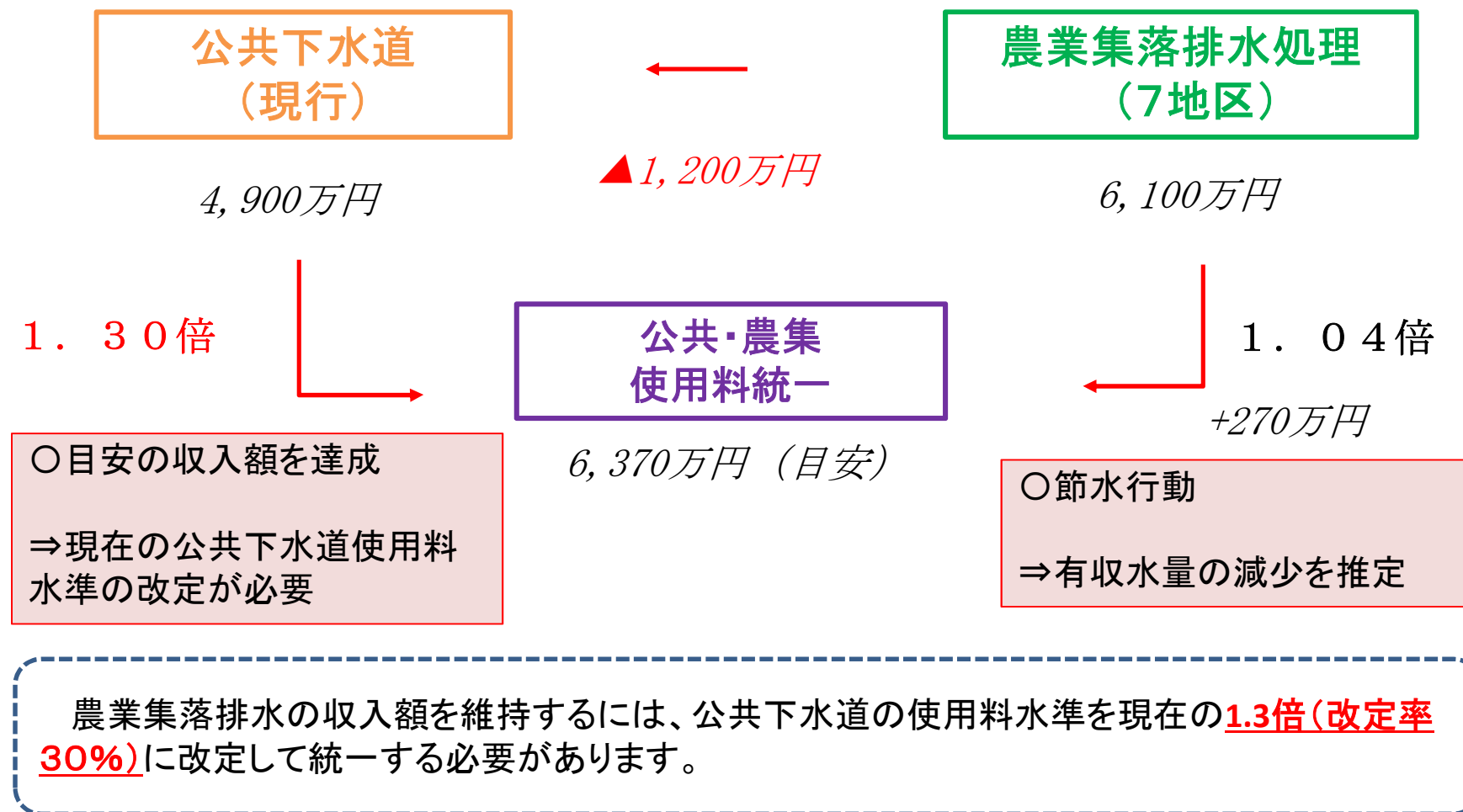
公共下水道使用料水準は、農業集落排水使用料水準に比べて安価であることから、見直しを行うことで**適正な使用料水準を設定**し、将来的な十条・沼上地区の使用料減収を防ぐことが適当と思われます。

②農業集落排水で従量制の採用

農業集落排水を定額制から従量制へ移行し、**公共下水道と使用料を統一**することで、町内全域で汚水処理施設の利用に対する受益者負担を公平にすることが適当と思われます。

課題解消のための改定率(答申)

令和元年度の使用水量を元に、農業集落排水(7地区)を「定額制」から「従量制」に移行した場合の収入額を試算しています。



統一後の使用料体系(答申)

①従量制1m³から

従量制を1m³からにした場合、より一層の応益負担が図られ、少量使用者にも公平な運用が出来ます。

また、水道事業の使用料体系に考え方を合わせることで制度として分かりやすく、望ましいと考えられます。

単位:円(税別)

使用料体系	基本使用料	1~10 m ³	11~30 m ³	31~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201~500 m ³	501~1000 m ³	1001 m ³ ~
現在	800	—	120	130	160	180	200	220	230
答申	800	100	120	130	160	180	200	220	230
	1.00倍	新設	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍

②使用料体系について

答申：現在の単価を変えずに、1~10m³単価100円を設定

公共下水道では、使用料体系の統一に伴う増額を全世帯で公平に負担しあうことになります。

農業集落排水では、定額制から従量制への移行後も出来るだけ現行の使用料水準に近い運用ができます。

令和元年度の使用水量で試算した場合、現在の使用料体系の1.3倍の収入額(改定率30%)が見込まれます。

近隣市町の使用料体系(公共下水道)

基本使用料10m³まで

単位:円(税別)

	基本使用料 (~10m ³)	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³
美里町 (現在)	800		120	130	160
本庄市	920 1.15倍		135 1.13倍	150 1.15倍	165 1.03倍
神川町	1,000 1.25倍		120 1.00倍	140 1.08倍	160 1.00倍
上里町	800 1.00倍		117 0.98倍	130 1.00倍	143 0.89倍
寄居町	1,000 1.25倍	110 —	120 —	135 1.04倍	150 0.94倍

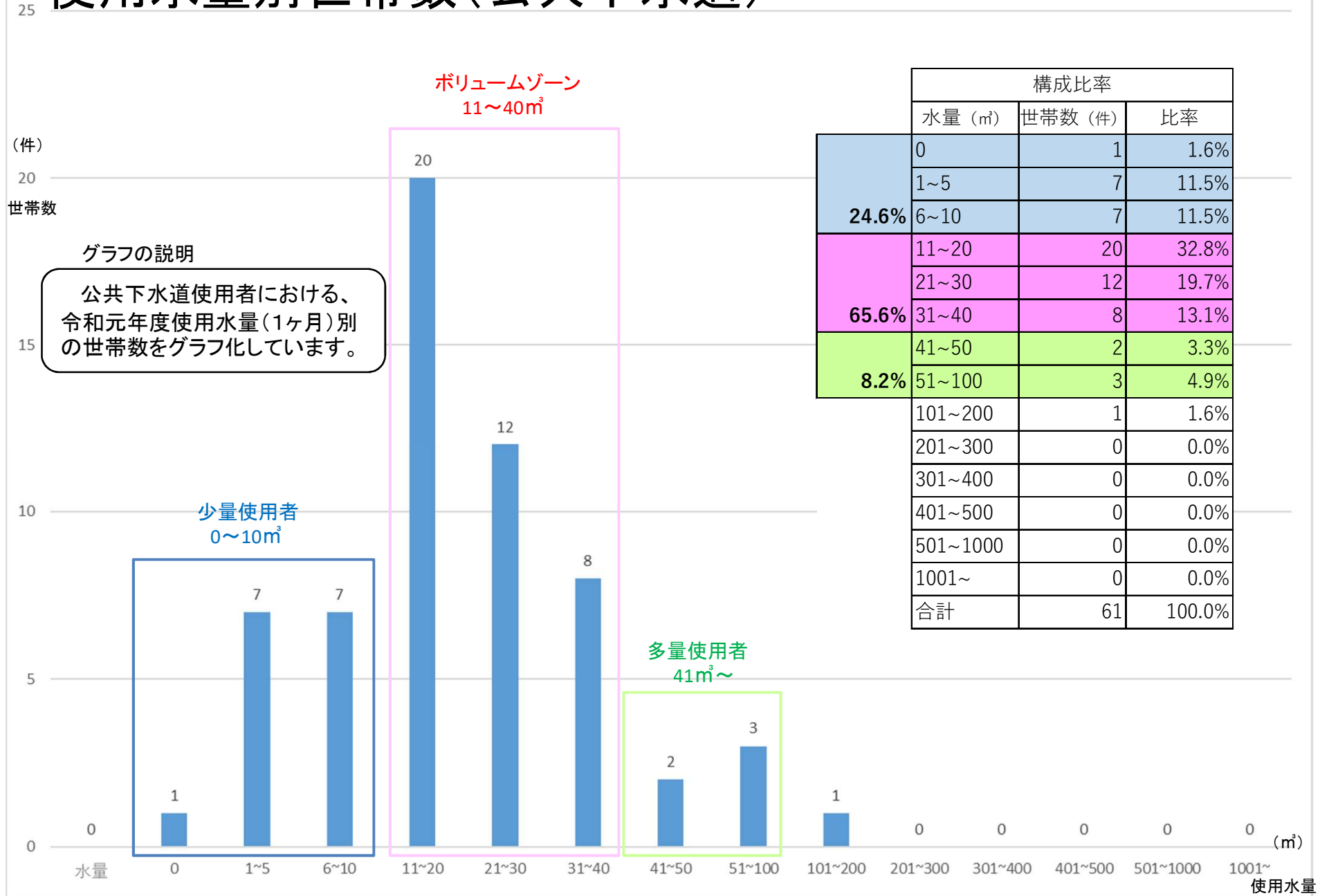
従量制1m³から

	基本使用料	1~5m ³	6~20m ³	21~50m ³	51m ³ ~
深谷市	1,000	80	120	180	200

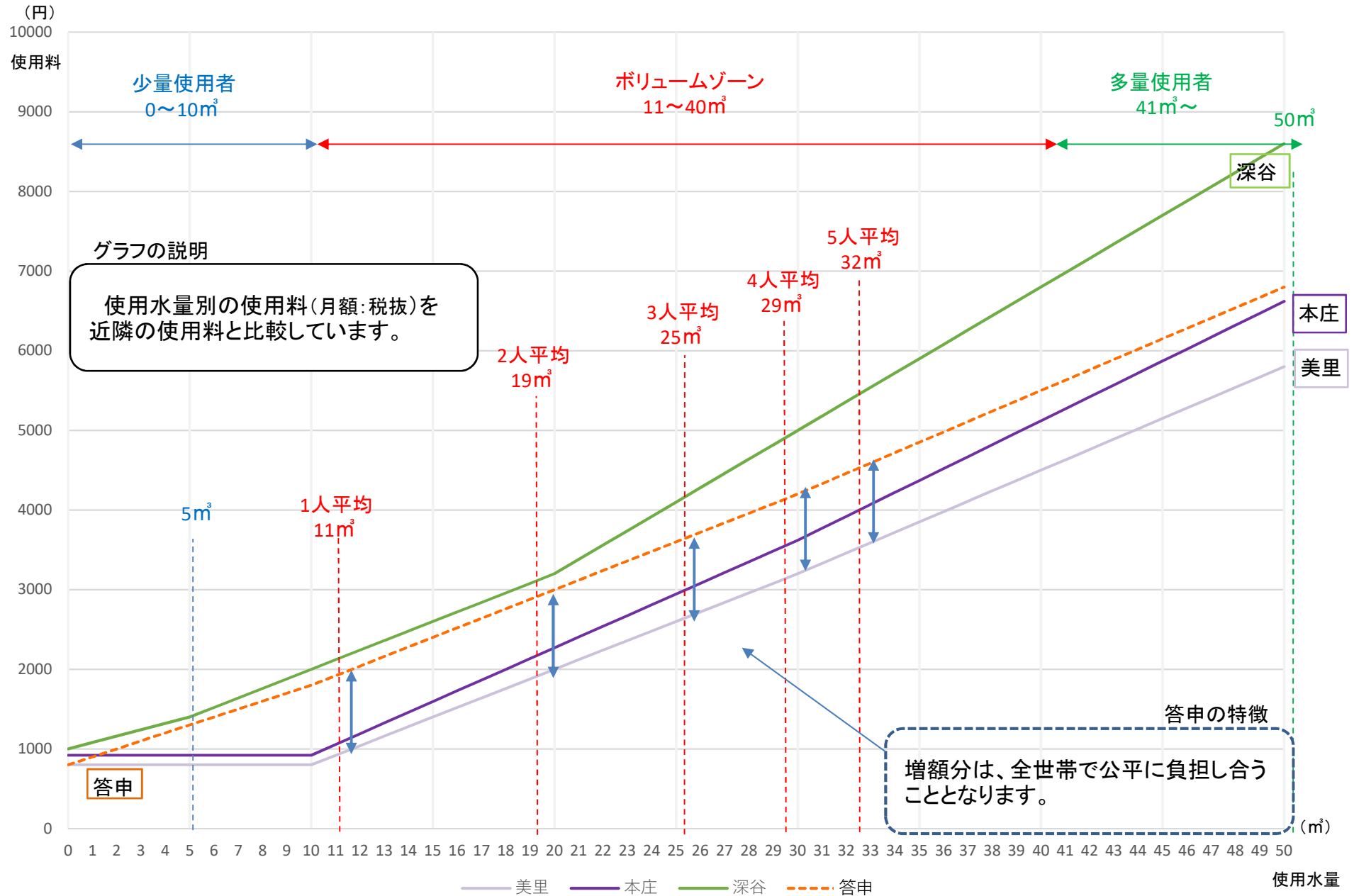
深谷市は、1m³から従量使用料として加算しています。

本庄市は、維持管理負担金の増に合わせて、令和元年度に料金を見直し(15%)しています。

使用水量別世帯数(公共下水道)



統一後の使用料体系(答申)と近隣との比較グラフ



統一後の使用料体系(答申)と現行公共下水道使用料との比較

統一後の使用料体系(答申)の1月あたりの使用料(税別)について、現行の公共下水道使用料に対する増加額及び増加率を算出しています。

少量使用者(実世帯抽出)、ボリュームゾーン(平均使用水量)、多量使用者(実世帯抽出)

単位:円(税別)

案	5 m ³ (1人)	対現行 上段:増加額 下段:増加率	1人世帯平均		2人世帯平均		3人世帯平均		4人世帯平均		5人世帯平均		5 2m ³ (6人)	対現行 上段:増加額 下段:増加率
			1 1 m ³	対現行 上段:増加額 下段:増加率	1 9 m ³	対現行 上段:増加額 下段:増加率	2 5 m ³	対現行 上段:増加額 下段:増加率	2 9 m ³	対現行 上段:増加額 下段:増加率	3 2 m ³	対現行 上段:増加額 下段:増加率		
(現行)	800	—	920	—	1,880	—	2,600	—	3,080	—	3,460	—	6,120	—
答申	1,300	+500	1,920	+1,000	2,880	+1,000	3,600	+1,000	4,080	+1,000	4,460	+1,000	7,120	+1,000
		1.63倍		2.09倍		1.53倍		1.38倍		1.32倍		1.29倍		1.16倍
(農集)	2,429	+1,629	2,429	+1,509	2,915	+1,035	3,401	+801	3,887	+807	4,373	+913	4,859	▲1,261
		3.04倍		2.64倍		1.55倍		1.31倍		1.26倍		1.26倍		0.79倍

統一後の使用料体系(答申)は、増額分を全世帯で公平に負担し合うこととなります。

少量使用者や1人世帯は、改定後でも現在の農業集落排水の使用料と比べると低い水準となっています。

段階的な使用料の見直しについて(答申)

公共下水道を使用している方については、現在の使用料と比べて多くの費用負担をお願いすることとなるため、配慮が必要です。

このため、R 4で10%、R 6で20%、R 8で最終的に改定率30%とすることにより、急激な費用負担の増を避け、段階的な見直しを図ることが適当と思われま

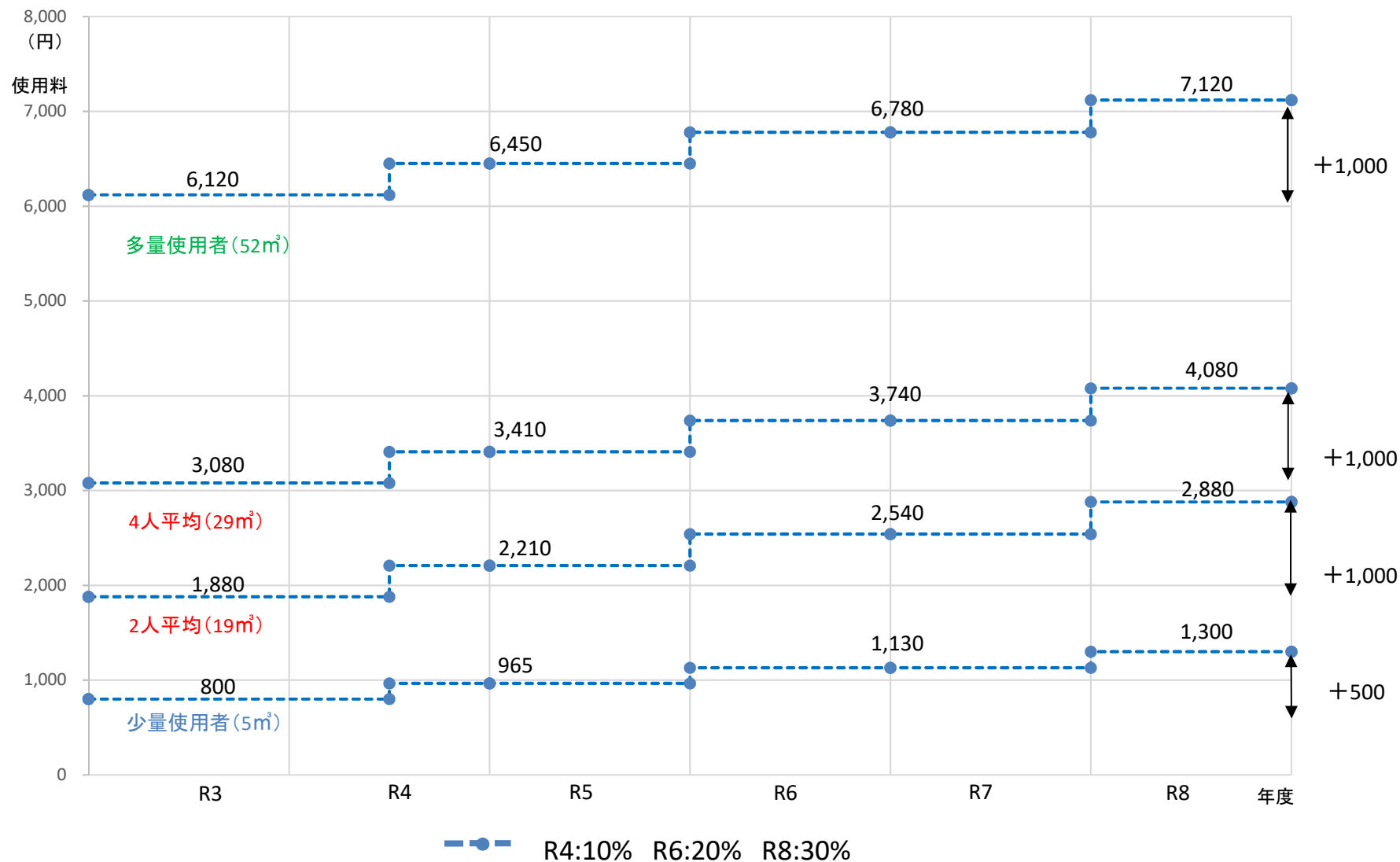
R4～R8料金表(答申)

単位:円(税別)

	基本 使用料	1～10 m ³	11～30 m ³	31～50 m ³	51～ 100m ³	101～ 200m ³	201～ 500m ³	501～ 1000m ³	1001～ m ³
現在	800	—	120	130	160	180	200	220	230
R 4 (10月)	800	33	120	130	160	180	200	220	230
	1.00倍	新設	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍
R 6 (4月)	800	66	120	130	160	180	200	220	230
	1.00倍	新設	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍
R 8 (4月)	800	100	120	130	160	180	200	220	230
	1.00倍	新設	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍	1.00倍

段階的見直しの使用料推移のイメージについて

R4で10%、R6で20%、R8で最終的に改定率30%を達成



農業集落排水の県内従量制採用状況

料金体系	採用団体	採用数	割合
従量制	加須市、深谷市、滑川町、日高市、吉見町、毛呂山町、越生町、鳩山町	8	33%
定額制	美里町、熊谷市、蓮田市、松伏町、久喜市、秩父市、吉川市、寄居町、本庄市、上里町、小川町、幸手市、白岡市、宮代町、鴻巣市、川越市	16	67%

県内では、なお定額制を採用している団体の割合が多いですが、**令和3年4月1日から深谷市が従量制へ移行しています。**

農業集落排水の従量制移行による利用者への影響

①利用者のメリット

- 排水量が少ない世帯は減額となります。
(R1 使用水量による試算では、農業集落排水使用者の60%以上が減額となります。)
- 使用した分だけの請求となるため、応益負担が一層図られます。
- 水道料金と請求が一本化されるため、分かりやすくなるほか、コンビニやpaypayで支払えるようになるなど、利便性が高まります。
- 農業集落排水に関する各種手続き（人数変更等の申告）が不要になります。

②利用者のデメリット

- 実際の排水量が多い世帯は増額となります。
- 育苗や散水に水道水を使用している世帯については、汚水排水を伴わない水量に対する負担が生じる可能性があります。



P29のとおり、利用者のデメリットに対しては、配慮するよう努めていただきたい。

農業集落排水の従量制移行による町への影響

①町のメリット

- 公共下水道との使用料統一により、汚水処理施設利用に対する公平性が図られます。
- 使用料の請求と収納を水道料金と合わせて実施することにより、人数の算定作業がなくなり、業務の効率化が図られます。
- 事業所における従業員数の報告は自己申告制のため実態の把握が困難であったが、使用水量であれば公平かつ明確に使用料算定が出来ます。

②町のデメリット

- 井戸使用者の把握が困難であり、応益負担が図られない可能性があります。



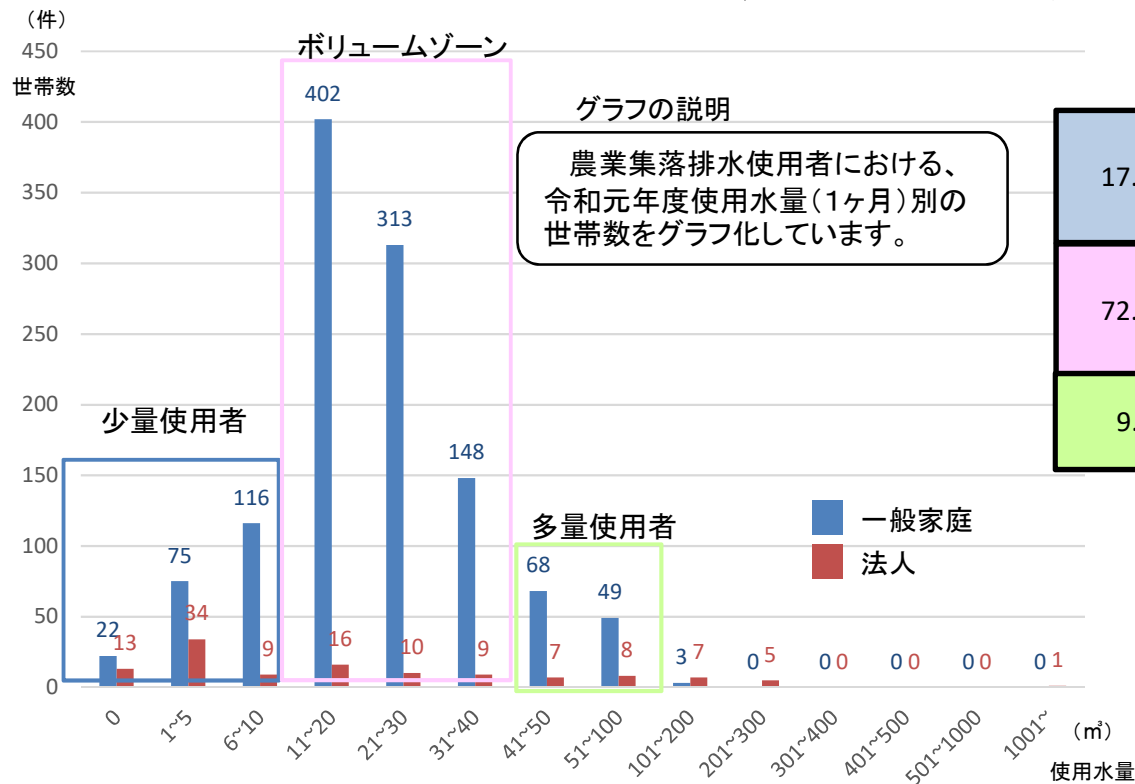
アンケート調査や実地調査により、井戸水や湧水の使用実態の把握に努めていただきたい。

湧水や井戸水を使用し、水道水を使用していない方の排水量については、世帯人員の増加に伴う排水量の減少を考慮のうえ、世帯人員ごとの平均使用水量を目安に、世帯人員3人までは1人あたり8 m³、4人目以降は1人あたり4 m³として排水量を認定することが適当と思われます。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
平均使用水量	11	19	25	29	32	37
答申	8	16	24	28	32	36

※水道水と井戸水等を併用している場合は、水道の使用水量が多い場合にも応益負担を図られる必要があることから、「水道の使用水量」と「世帯人員に応じて算定した排水量」のいずれが多い方で排水量を認定することが適当と思われます。

使用水量別世帯数(農業集落排水)

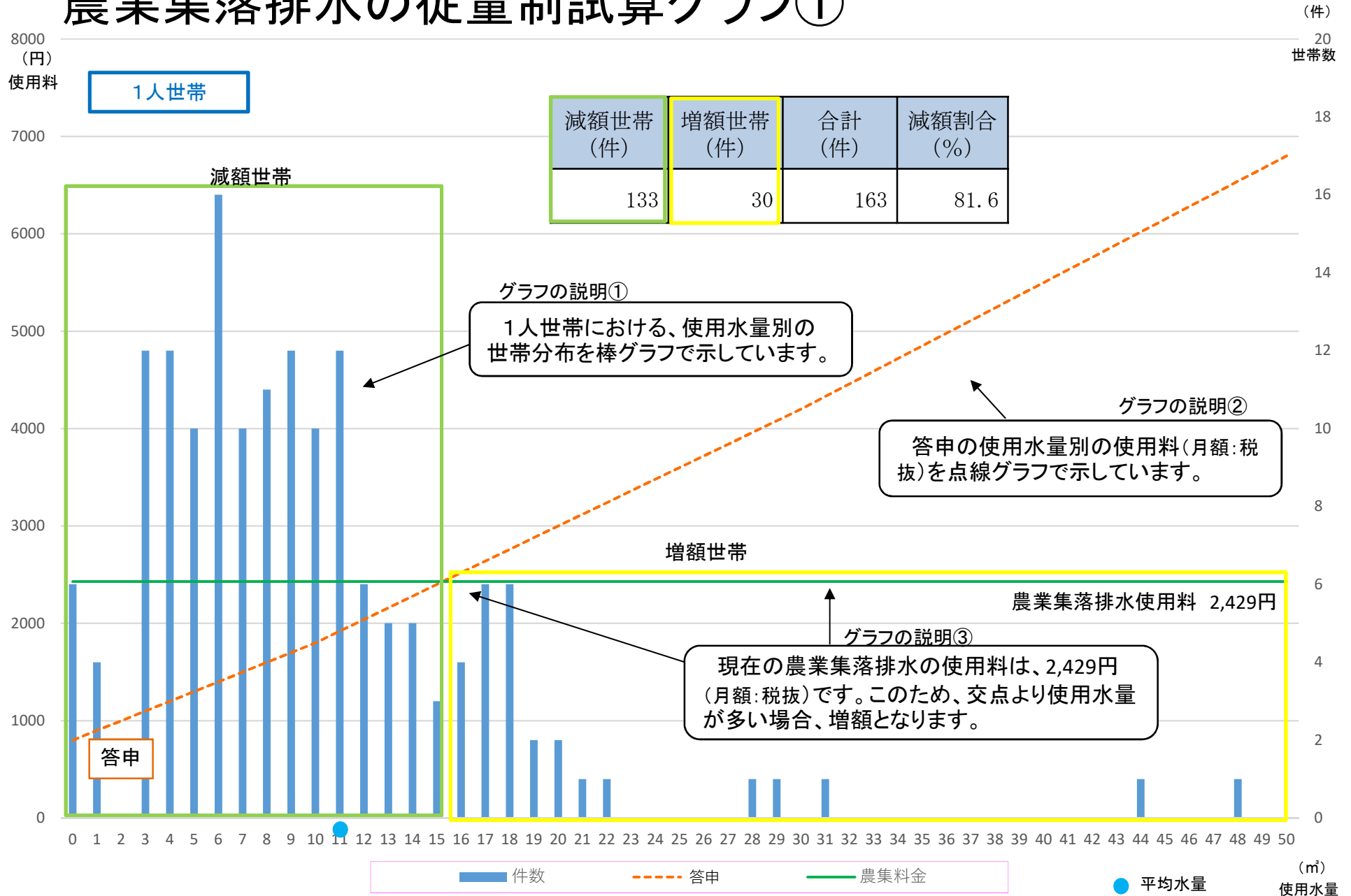


水量 (m³)	構成比率			
	一般家庭 (件)		法人 (件)	
0	22	1.8%	13	10.9%
1~5	75	6.3%	34	28.6%
6~10	116	9.7%	9	7.6%
11~20	402	33.6%	16	13.4%
21~30	313	26.1%	10	8.4%
31~40	148	12.4%	9	7.6%
41~50	68	5.7%	7	5.9%
51~100	49	4.1%	8	6.7%
101~200	3	0.3%	7	5.9%
201~300	0	0.0%	5	4.2%
301~400	0	0.0%	0	0.0%
401~500	0	0.0%	0	0.0%
501~1000	0	0.0%	0	0.0%
1001~	0	0.0%	1	0.8%
合計	1,196	100.0%	119	100.0%

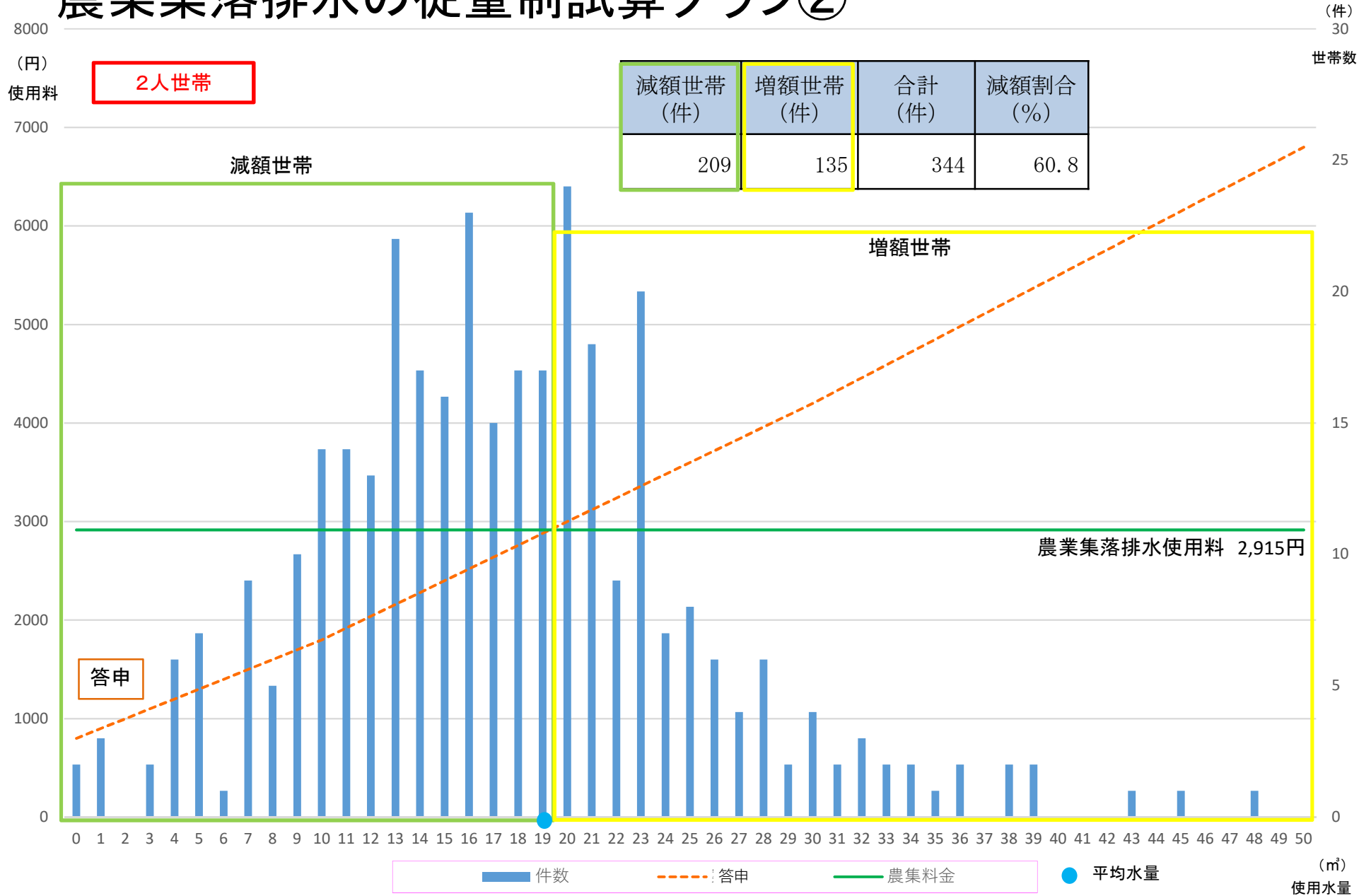
世帯人員割合

世帯人員	ボリュームゾーン					多人数世帯			計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	
世帯数	32件	163件	344件	243件	206件	99件	75件	34件	1,196件
世帯割合	2.7%	13.6%	28.8%	20.3%	17.2%	8.3%	6.3%	2.8%	100.0%

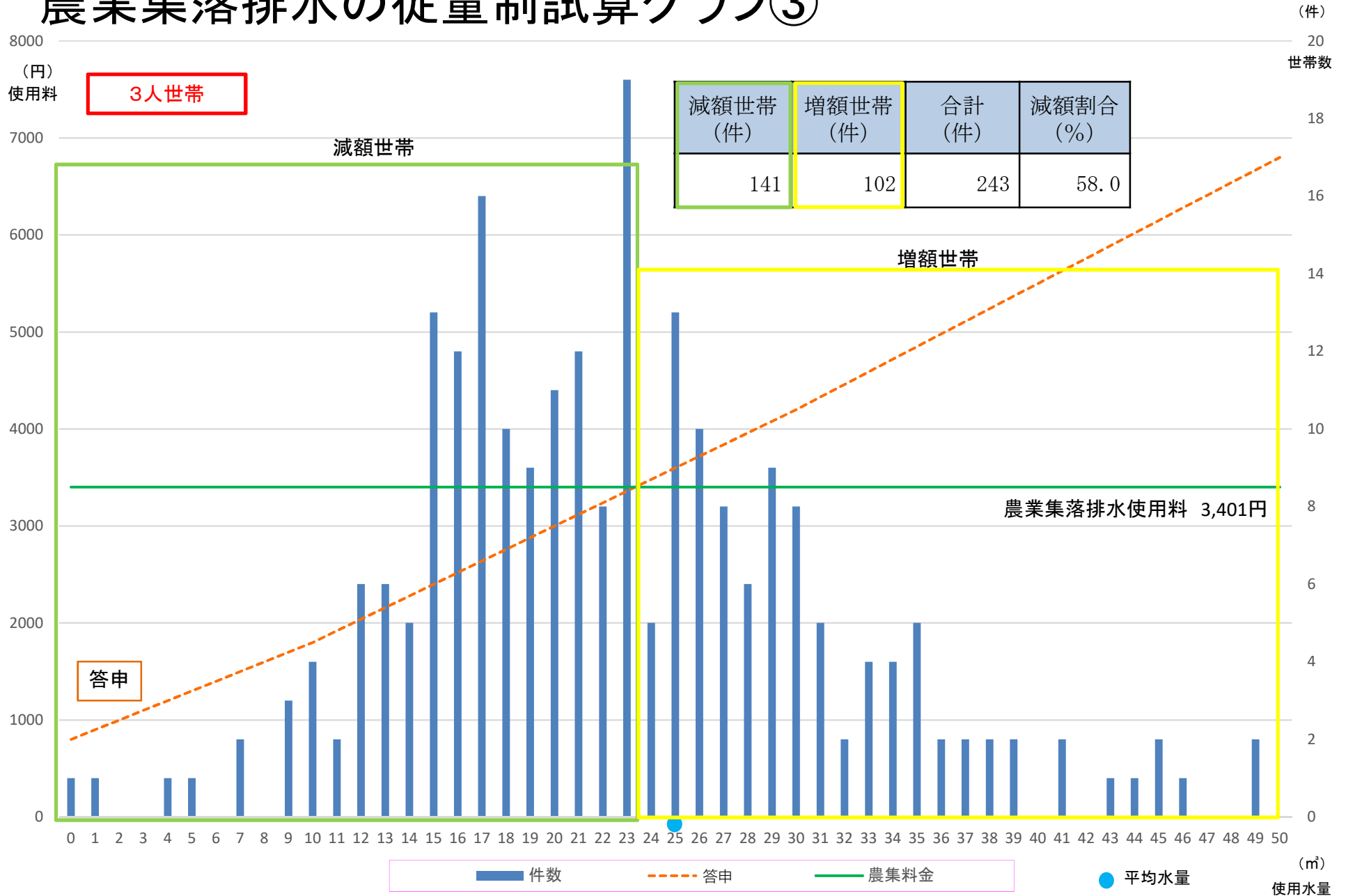
農業集落排水の従量制試算グラフ①



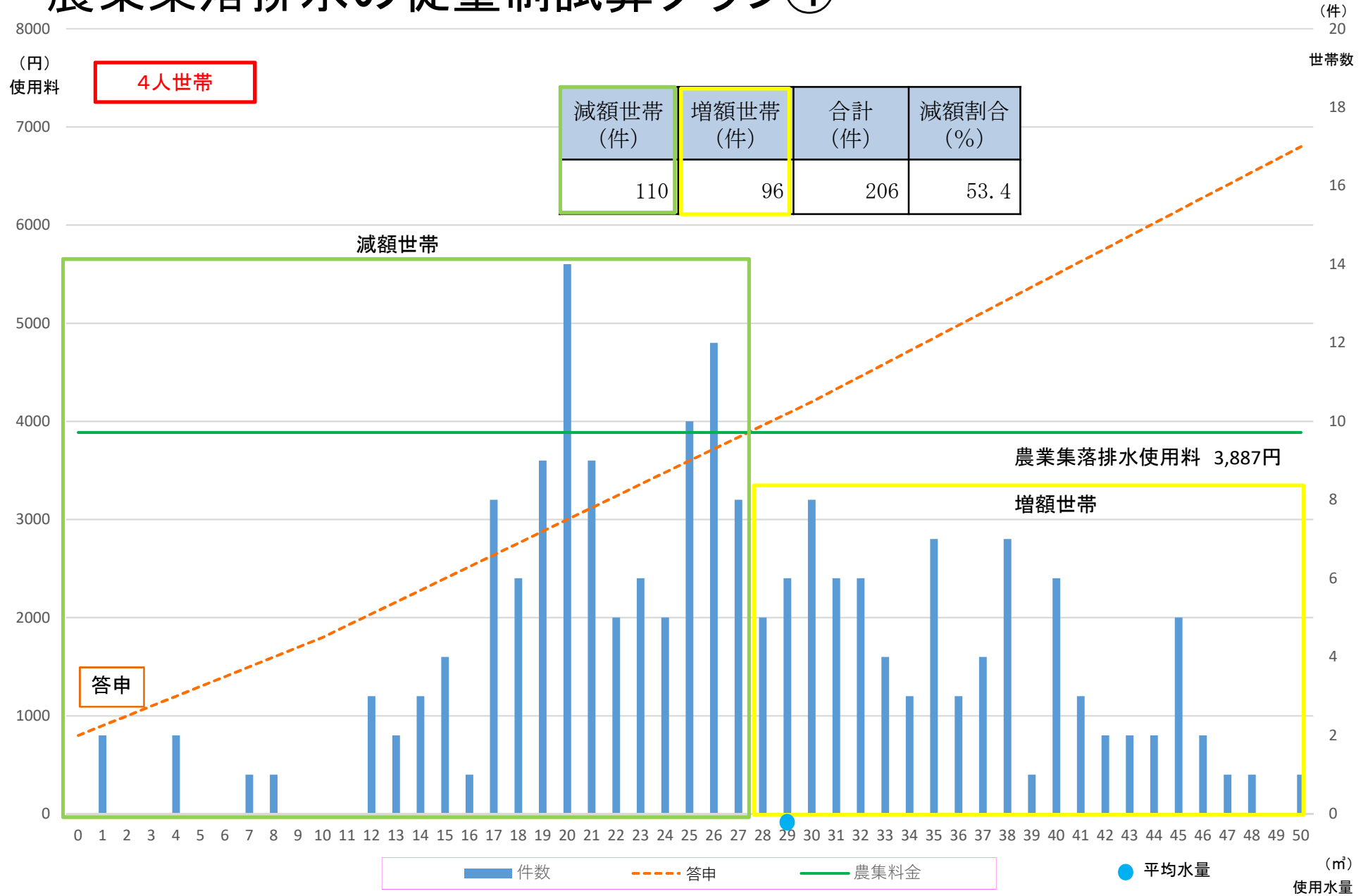
農業集落排水の従量制試算グラフ②



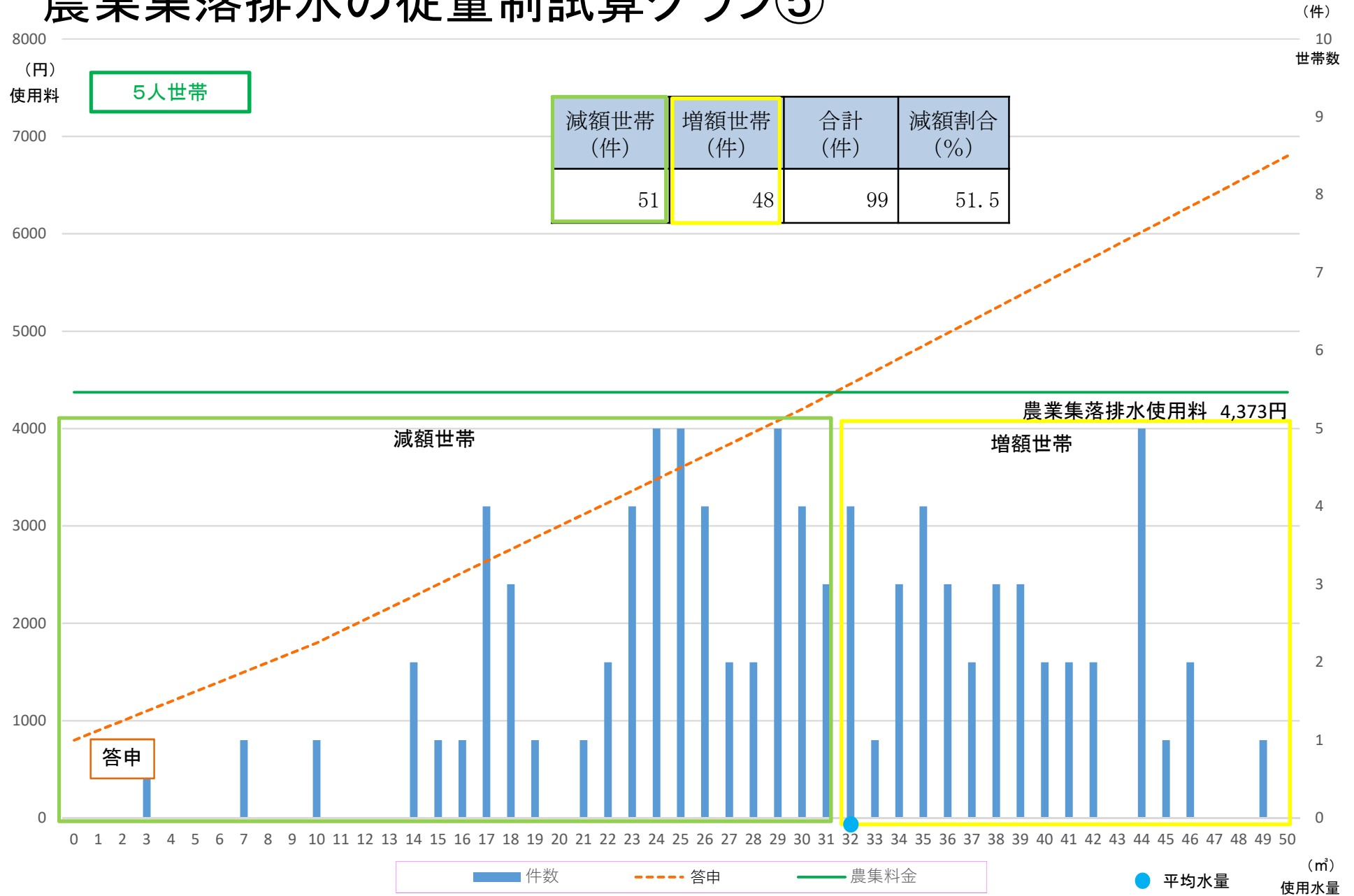
農業集落排水の従量制試算グラフ③



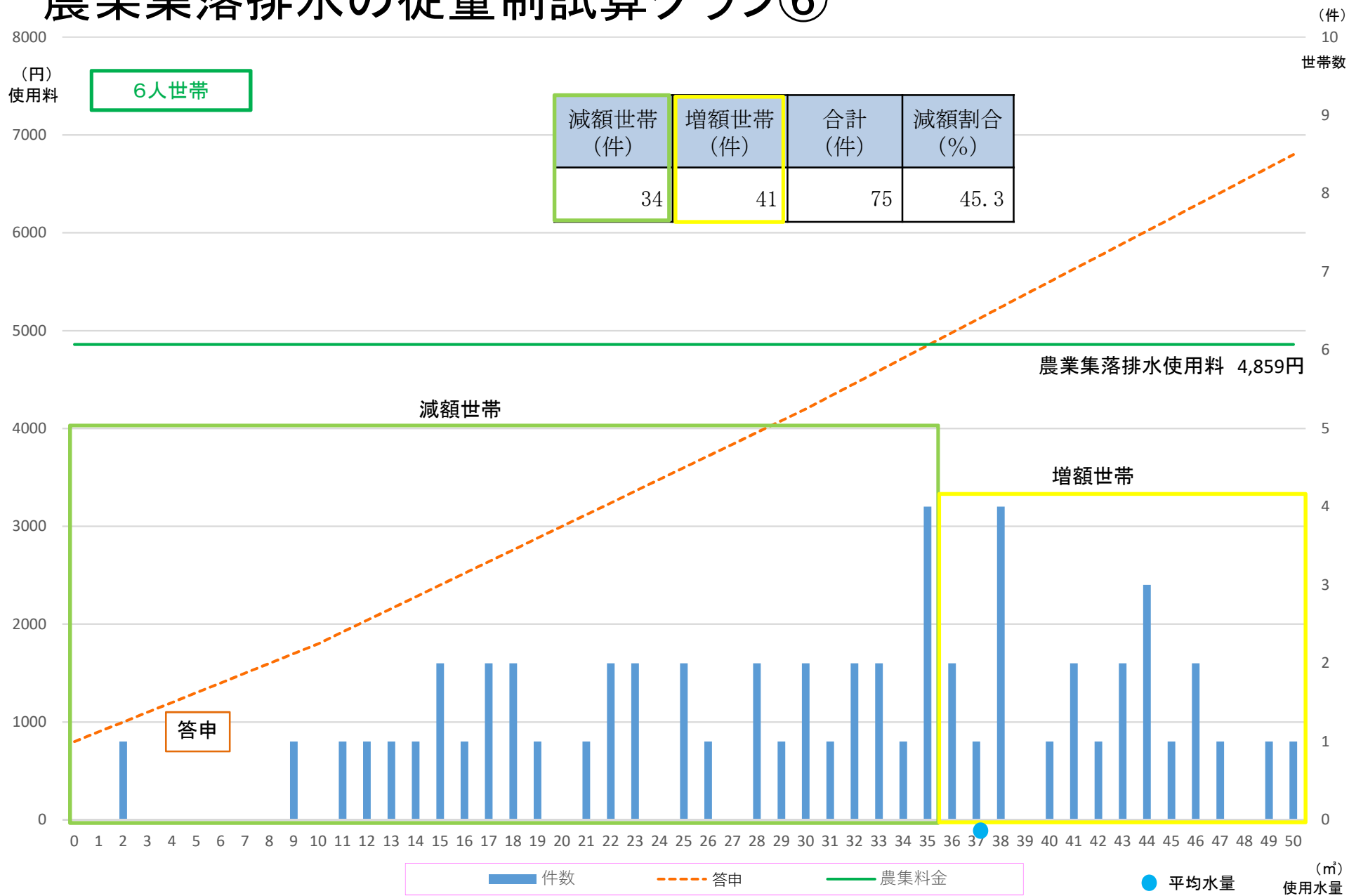
農業集落排水の従量制試算グラフ④



農業集落排水の従量制試算グラフ⑤



農業集落排水の従量制試算グラフ⑥



統一後の使用料体系(答申)と現行農業集落排水使用料との比較

統一後の使用料体系(答申)の1月あたりの使用料(税別)について、現在の農業集落排水使用料に対する増減率を算出しています。

単身世帯 (163件 : 13.6%)、ボリュームゾーン (793件 : 66.3%) 多人数世帯 (174件 : 14.6%)

単位:円(税別)

対農集	1人世帯平均		2人世帯平均		3人世帯平均		4人世帯平均		5人世帯平均		6人世帯平均	
	11m ³	対農集増減率	19m ³	対農集増減率	25m ³	対農集増減率	29m ³	対農集増減率	32m ³	対農集増減率	37m ³	対農集増減率
(農集)	2,429	—	2,915	—	3,401	—	3,887	—	4,373	—	4,859	—
答申	1,920	-21.0%	2,880	-1.2%	3,600	105.9%	4,080	105.0%	4,460	102.0%	5,110	105.2%

統一後の使用料体系(答申)は、世帯人員別の平均使用水量で比較した場合、**2人世帯以上では現行の水準に近い使用料**となります。

減額世帯(件)	増額世帯(件)	合計(件)	減額割合(%)
723	473	1,196	60.5%

60%以上の方の使用料金が減額になります。

使用者のデメリットへの配慮(答申)

使用水量の多い方につきましては、費用負担が増加してしまいます。
このため、従量制への移行には次のような配慮を行うことが適当と思われれます。

①下水メーター制度

育苗や散水等により、水道使用量と排水量に差がある場合、水道メーターの他に下水メーターを設置して頂くことにより、実際の排出量で使用料を算定することが出来ます。使用者への制度の周知徹底を図るよう努めていただきたい。

②多量使用者への配慮

農業集落排水の従量制への移行に際し、使用水量が多い使用者は多額の費用負担が見込まれることから、急激な負担増とならないよう配慮していただきたい。

③従量制移行時期

農業集落排水の従量制への移行に際し、使用水量が多い使用者は多額の費用負担が見込まれることから、使用者への周知期間を十分に取る必要があります。このため、移行時期は令和6年度とすることが適当と思われれます。

多量使用者への配慮

答申(附帯事項)において、多量使用者へ配慮するよう提案がありました。
 ⇒2ヶ年の緩和措置を行い、急激な負担増とにならないよう配慮しています。

2人世帯

対象世帯

2人世帯	減額世帯(件)	増額世帯(件)		対象者の割合	合計(件)
		非対象	対象		
R6	209	0	135	39.2%	344
R7	209	0	135	39.2%	344

激変緩和措置の考え方

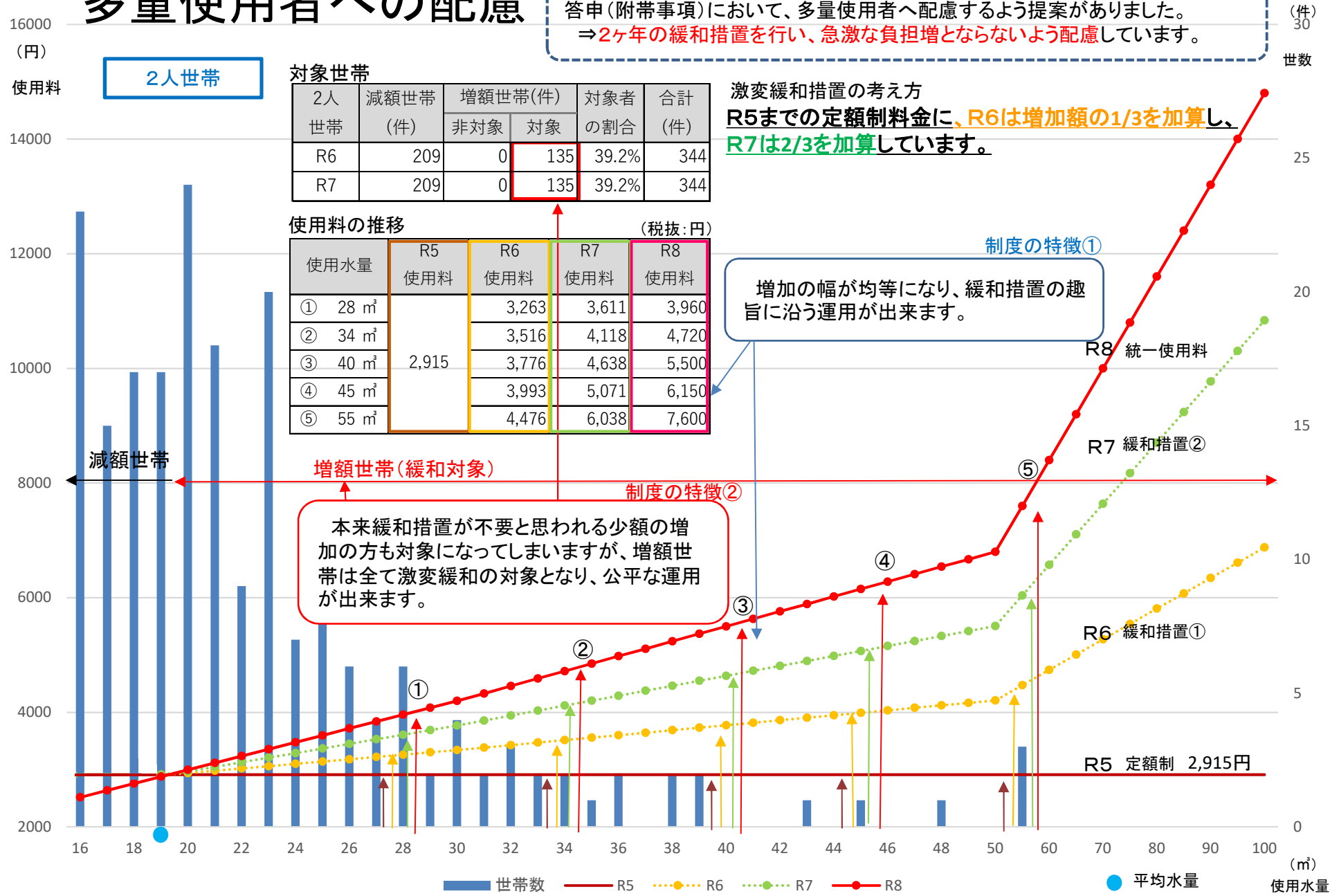
R5までの定額制料金に、R6は増加額の1/3を加算し、R7は2/3を加算しています。

使用料の推移

使用水量	使用料 (税抜:円)			
	R5 使用料	R6 使用料	R7 使用料	R8 使用料
① 28 m ³	2,915	3,263	3,611	3,960
② 34 m ³		3,516	4,118	4,720
③ 40 m ³		3,776	4,638	5,500
④ 45 m ³		3,993	5,071	6,150
⑤ 55 m ³		4,476	6,038	7,600

制度の特徴①

増加の幅が均等になり、緩和措置の趣旨に沿う運用が出来ます。



本来緩和措置が不要と思われる少額の増加の方も対象になってしまいますが、増額世帯は全て激変緩和の対象となり、公平な運用が出来ます。

R5 定額制 2,915円

R6 緩和措置①

R7 緩和措置②

R8 統一使用料

■ 世帯数 — R5 —●— R6 —●— R7 —●— R8

● 平均水量

(m³) 使用水量

(件) 世数

改定スケジュール(答申)のまとめ

農業集落排水については、令和6年度に従量制へ移行し、多量使用者への配慮措置を行うことが適当と思われます。⇒2ヶ年の激変緩和措置を実施致します。

公共下水道については、令和4年度(10月)に改定率10%、令和6年度(4月)に改定率20%、令和8年度(4月)に改定率30%とし、急激な費用負担の増を避け、段階的な見直しを図ることが適当と思われます。

地区	R3	R4	R5	R6	R7	R8
現農集 (7地区)	定額制		従量制周知期間	従量制(改定率30%)		緩和期間②
	緩和期間①			緩和期間②		
現公共	従量制		改定率10%	改定率20%		改定率30%
	改定率10%			改定率20%		

令和5年度に十条・沼上は公共下水道へ接続される予定ですが、令和5年度の1年間は従来どおり定額制を維持することとなります。

農業集落排水と公共下水道のどちらも令和6、7年度は使用者に配慮した移行措置期間と位置づけ、令和8年度に使用料の統一となります。

受益者負担金・分担金の現状について

公共下水道事業では、基本負担額を330,000円（定額制）とし、400㎡を超える場合に、1㎡増えるごとに200円を加算（地積割）しています。ただし、900㎡である430,000円を上限としており、900㎡を超える部分は、徴収を猶予しています。

一方で、農業集落排水処理事業では、現在一律500,000円（定額制）としています。

区分	公共下水道（受益者負担金）		農業集落排水（受益者分担金）	
算定方式	定額制＋地積割		定額制	
金額	①～400㎡まで	330,000円	①供用開始前	430,000円
	②401㎡～ （上限900㎡）	330,000円＋1㎡×200円 ↑ （400㎡を超えた地積）	②供用開始後	500,000円
徴収時期	①供用開始時に 公共柵設置済	接続時	①供用開始時に 公共柵設置済	積立金にて納付済 (430,000円)
	②新規加入者		②新規加入者	接続時

（負担金算出例）

○500㎡の場合：330,000円＋100㎡×200円＝350,000円

農業集落排水処理事業では、供用開始前に公共柵を設置した方については積立制度としたため、分担金(430,000円)を既に納付済みであり、接続時の支払いはありません。

一方で、**公共下水道事業**では、供用開始前に公共柵を設置した方も、新たに公共柵を設置して加入する方も、どちらも接続する際に負担金を徴収しています。

下水道事業が抱える問題点と課題

①負担金・分担金体系

汚水処理という同一の機能を果たしているにもかかわらず、公共下水道と農業集落排水とで負担金・分担金の算定方法が異なっており、**受益者負担の公平性が図られていない状況**とされます。

②負担金・分担金水準

新規で加入する方には、下水道本管から各家庭の最終枡（公共枡）までを町が公共工事として実施しますが、**平均工事価格470,000円を公共下水道では回収できていません。**

③十条・沼上の公平性の確保

十条・沼上の方は、令和5年4月1日に現在の公共下水道の負担金体系に移行した場合、1件あたり最大170,000円（500,000円⇒330,000円）もの負担金額が下がることになり、**先に加入した方との公平性が図られません。**



④問題解決のための課題

使用料の統一に合わせ、**公共下水道の受益者負担金と農業集落排水の受益者分担金制度を統一**することが適当とされます。

統一後の負担金・分担金体系(答申)について

統一の方法について

答申：「定額制」にて統一することが適当と思われます。

- ①公共下水道より規模の大きい農業集落排水は定額制を採用してきたこと
- ②都市部に比べ、各戸の所有する地積の差が大きいこと
- ③現在の定額制と地積割の併用かつ上限の設定は、本質的には定額制に近い制度であること
- ④雨水排水を処理しておらず、地積割の意義に乏しいこと
- ⑤公共柵の設置に係る費用は、地積の大きさに影響されないこと

統一後の金額について

答申：統一後の負担金・分担金は、「500,000円」とすることが適当と思われます。

- ①一律500,000円としている農業集落排水との均衡を図ることが望ましいこと
- ②接続時に町が行う公共柵設置に係る工事費を賄えることが望ましいこと

統一の時期について

答申：統一時期は、「令和6年度」とすることが適当と思われます。

- ①農業集落排水が従量制に移行する時期に合わせることを望ましいこと